

厚生文教常任委員会

令和5年6月22日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年6月22日(木) 午前9時30分 開会
午前11時54分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	柴田三乃
〃	坂本剛司
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	梨本洪珪
議員	西川善浩
〃	横井晶行
〃	吉村 始
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東 錦也
教育長	椿本剛也
市民生活部長	前村芳安
環境課長	西川勝也
〃 補佐	吉岡伸太郎
クリーンセンター所長	石橋和佳
〃 補佐	西川康光
保健福祉部長	森井敏英
地域包括支援課長兼いきいきセンター所長	西川 賢
地域包括支援課主幹	津本佳成

介護保険課長	田 中 美 菜
〃 補佐	巽 ゆりえ
こども未来創造部長	中 井 智 恵
こども未来課長	西 川 修
〃 補佐	駒 井 康 人
教育部長	井 上 理 恵
教育部理事	葛 本 章 子
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長	西 川 直 孝
学校教育課主幹	札 辻 リ カ

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第50号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第54号 工事請負契約の締結について (磐城認定こども園調理室等整備工事)
- 議第51号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第53号 工事請負契約の締結について (いきいきセンター大規模改修工事)
- 議第55号 工事請負契約の締結について (葛城市立新庄中学校運動場北側擁壁改修工事)

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 不登校に関する事項について
- (2) ゴミの減量化とゼロカーボンに関する事項について
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項について

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。6月定例会、厚生文教常任委員会でございます。今委員会は、付託されました5議案について審議を行いますので、慎重審議のほどよろしくお願いたします。厚生文教常任委員会は、本当に市民の皆さんの生活に密着したところの審議が非常に多いです。福祉であり、教育であり、この場の審議が、市民の生活向上に直結しているということを意識していただいて、慎重な審議をお願いします。

委員外議員の紹介です。増田議員、川村議員、西川議員、松林議員、横井議員、吉村議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してから、ご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認められておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、お手元の資料のうち、ファイルにとじてある資料は委員会終了後に回収させていただきますので、ご承知おき願います。

初めに、議第50号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いたします。

まず、今回の議第50号についてご説明させていただきます。議第50号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、説明させていただきます。議案書は27ページからとなっております。

一部改正の内容は、令和5年4月1日に内閣府の外局といたしまして、こども家庭庁が設置されたことにより、上位法令を所管する大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更になったことを伴いまして、本条例の整理を行うものでございます。お手元にお配りしていただいておりますのは、参考資料といたしまして、こども家庭庁のホームページより、こども家庭庁の概要を記したものでございます。ご参照ください。お願いたします。

それでは、具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。まず、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

につきましては、新旧対照表2ページをお願いいたします。先ほどご説明をさせていただきましたとおり、第15条と第44条におきまして、厚生労働大臣を内閣総理大臣に変更するものでございます。また、次に、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、3ページ、第26条におきまして、同様に、厚生労働大臣を内閣総理大臣に変更する整理を行うものでございます。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないですか。

藤井本委員。

藤井本委員 おはようございます。国の組織の変更ということで、その所管というんでしょうか、厚生労働大臣から内閣総理大臣、いわゆる一元化によってこうなると。それに伴ってうちの条例も変えるということで、その辺は理解しているし、これはこれでいいかと思うんです。せっかく出てきた機会ですので、こういう機会しかこんな話できないので、お話ししたいと思うんですけど、ここにこども家庭庁というときの子どもが平仮名になっているじゃないですか。これも、国のこども家庭庁が発足させる議論だと子どもは平仮名でいくんだと。何か、あえてそこに何かの意味があるのかなというように載ってんねんけども、言いたいのは、国に沿って、一元化になって、厚生労働大臣から内閣総理大臣になります。これはこれでもよく分かりましたんですけど、せっかくの機会の中で、それに伴う変更というか、それに伴っていく子どもの考え方、あくまで字の違いやというたら、子どもと、子どもの子を漢字で書くか平仮名で書くかやねんけど、あえて国は子どもの子を平仮名で書くとされたというところら辺も含んで、その辺は何ら関係ないというか、議論されたとか、あえて問題視するようなことでないかも分からないねけども、あくまで国に沿ってどうやのというところら辺ちょっとお聞きしときたいと思います。

奥本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。

ちょっと、そこのこどもという表記につきましては、申し訳ございません。国のほうでどのような考えというところについての、私のほうでの勉強ができていませんので、また、何かあった折には、県なり国にお尋ねさせてもらう機会がありましたら、一度教えていただくようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 何も統一する必要もないかと思うんですけどね。じゃ、葛城市でこども園という子どもは、こどもで平仮名なんですね。この辺ですな。聞こうとしていることは簡単なことやけども、まあ分かってはると思うねんけど。何が違うのと。いや、ただ表記が違うだけやんかというだけのものなのか、そこに何かの意味があるのかね、この変更するのに影響するものではございませんので、全体としての捉え方として、また、機会を改めて調べておいてください。

以上です。

奥本委員長 いいですか。ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 藤井本委員の関連になりますけれども、葛城市はこども未来課というふうに、葛城市独自にこども未来課という課があって、それは平仮名でこどもとしておりますよね。だから、私もこのこども家庭庁の見て、私も昭和の人間やから、子どもいうたらどうしても漢字で書くんだけど、葛城市のこども未来課は平仮名なんですよね。それは間違えたらあかんなど常々思うことがあるので、例えばこういうこと1つ取っても、何らかの意味が、例えば葛城市でつけるときにも検討があったのかなというふうに思ったりもしますので、やはりちょっと、理念に関わるようなことにあるのかも分からないので、ぜひお願いしたいと思うんですけど。今お答えできるんだったら、葛城市の場合はこうですということをちょっとお答えいただけたらと思うんですが。難しかったらまた併せて、国のことも含めて、一度名称の問題ちょっと1回ご説明していただけたらと思います。もうこれで結構です。

奥本委員長 そしたら、その辺りまた調べておいてください。ちなみにこの対照表のところ見たら、法律のところの中では、法律の、例えば第15条の（1）のところであれば、認定こども園法という法律の名前は平仮名でありながら、何かその条文の中は、子どもの子は漢字になっている。だから、そこのところ何かちょっとそこから分かるのかなという気もしますが、また、調べておいてください。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

（「なし」の声あり）

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。失礼しました。議第50号議案を採決して、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議第54号、工事請負契約の締結について。これは、磐城認定こども園調理室等整備工事を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 子ども未来創造部の中井でございます。よろしくお願ひいたします。

今回上程いたしております議第54号、工事請負契約の締結についてのご説明をさせていただきます。議案書のほうは33ページとなります。

本案につきましては、磐城認定こども園調理室等整備工事の請負契約の締結についてでございます。本工事につきましては、磐城認定こども園の調理室の整備を目的といたしまして、工事をしようとするものでございます。工事の発注につきましては、本年5月25日に一般競争入札を実施した結果、7者が応札し、株式会社上田工務店が落札しましたので、契約金額1億7,699万9,900円で請負契約を締結するものでございます。詳細につきましては、担当より配付の資料に基づきまして、説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

奥本委員長 こども未来課、西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付の資料に基づきまして、内容の説明をさせていただきたいと思えます。先ほど部長から説明がありましたように、お手元の資料の1ページ目でございます。一般競争入札結果公表書に入札結果が記載されております。7者が応札し、うち、最低制限価格で応札した5者からくじによりまして、株式会社上田工務店が落札をいたしております。これに基づきまして、お手元の資料2ページ目をご覧ください。建設工事請負の仮契約を結んでおります。資料に添付はございませんけども、この契約書の同契約の第64条におきまして、この契約書を仮契約とし、市議会の議決があったときに、本契約を締結したものとする旨の記載をしております。

続きまして、3ページに移らせていただきます。そちらに工事概要を記載させていただいておりますので、ご説明させていただきたいと思えます。本工事につきましては、磐城認定こども園調理室等の整備を行うものでございます。当該建物は、来年、令和6年の4月から磐城認定こども園におきまして、0歳児からの受入れを行うに当たり、自園調理を行い、より安全な給食が提供できるよう調理室を増設し、保育環境の充実を図るものでございます。建物でございますが、鉄筋造の平屋建て、建築面積は188.94平方メートル。同じく、電気設備工事、機械設備工事を行う予定をしております。0歳児から5歳児まで、それと職員分と合わせまして、1日に約300食の給食を提供する調理室を建築する予定でございます。事業期間は、議決をいただいた日から来年、令和6年3月8日までとしております。

続きまして、お手元の資料4ページ、5ページになりますが、こちらは図面を添付しております。4ページ目ですが、建築位置が分かる部分を赤で示した図面をつけさせていただいております。5ページ目でございますが、こちらは調理室の内部の様子が分かる図面を添付しております。

簡単ではございますけれども、お手持ちの資料のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとこの契約書で、ちょっと不思議に思ったんですけど、この2番の工事番号が、次のやつもそうなんですけど、入ってなくて、最後の中学校のやつは第3号となってる、これどういう意味なんかなとちょっと。いつも入っていたような気がするんですけど、入ってないときもあったんかなと思いつつながら。ちょっとこれが不思議に思ったので教えていただきたいのと、あと、内容についてはあれなんですけど、工事するとき、どっからトラックとか入って、どういうふうにはやらんのかなと。これ、来年3月が終わりなので、夏休み等々、うまいこと使ってやらんのかなと思うんですけども。離れに造っているからね、これ。これどういうふうな感じになんのか、ちょっと契約と関係ないかも分かんないですけども、その辺、図面出してもらっているから、ちょっと気になったのでお願いできますか。

奥本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

今お聞きいただいております、工事番号についてでございます。こちらは管財課のほうにも確認いたしまして、我々のこども未来課としてさせていただく工事というのが、本数が数多くあるわけではございません。教育総務課のように本数がある場合は、工事番号に第1号、第2号というような形で、連番をつけて分かりやすく表示しているというふう聞いておりますが、こども未来課にしまして、本数があるわけではないので、工事番号については記載がないというようなことでございます。

それから、2つ目のご質問いただきました工事車両の出入りの関係でございますけども、図面のA3横の工事の位置図を表した赤で印のついている図面をご覧くださいと思います。こちら、左側になりますが、左側が西側になるんですけども、こちらの西側から、ちょうど学童保育所のある方向に駐車場がございます。その駐車場を抜けて、公道に出るようなルートを通して工事車両が入ってくるような計画をしております。もちろん子どもの安全等を考えまして、入り口には警備員の配置を考えております。それと、資材搬入等のときに、例えば、工事搬入のトラックの台数が多くなるようなときには、もう1人、警備員を追加するようなことで、子どもたちの安全の確保を考えております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 工事番号については、そうなんですかって感じですけど。この学童側の駐車場を主に使ってやるってことでいいですかね。解体とかいろいろ搬入とかって、そんな、あの門だけでいけんのかなという疑問なんです、単純に。それは問題ないんですか。何かそんなちっちゃい工事じゃないので、結構な重機とか入ってくると思うんです。あそこだけで賄えるもんなんかなと思ったんですけど。

奥本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 この議会がもしも同意いただけました後に、もちろん建設業者のほうと打合せは、最短でも来週ぐらいから始めさせていただきたい、来週、月末から始めさせていただきたいとは考えておりますが、今のところ、設計と事前にお聞きしている段階では、この通路

だけで何とか搬入等はいけるというふうなご説明を受けておりますので、我々もここで大丈夫というふうに思っております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。それやったら、安心しました。

最後に、いつも頼んでいることなんですけど、子どもらの騒音とかって、うまいこと、いつもそのクレームは、僕今まで聞いたことないっちゃんなんですけど、その辺ちゃんと配慮していただいて、これ、工期も3月8日、これ来年に間に合うように造っていただくと思うんですけども、その辺だけ気をつけてやっていただきたいと思います。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 契約の議決についてということなんですけども、これもこの機会にお聞きしておきたいんですけど、工事代金、いわゆるこの整備工事なんですけど、ここに含まれるのはどこまで含まれるのというところら辺なんですけど、以前に学童保育所の工事のときに、長机も含まれていたとかいうのもありましたよね。そういう意味合いからお聞きするんですけど、建物がありますと。建築というのが建物やと思うんですけど、給食センターというのは調理室ですから、洗い場とか、また、そういう水関係のものとかいろいろ出てくると思うんです。ほんで、いやいや食器もですとか、スプーンまで含んでんねんとか、いわゆるどこまでがこの工事代金に含まれているのか、ここを確認をちょっと、できたら正確に教えていただきたいと思います。

奥本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今、お聞きいただいております備品等に関するところでございますけども、主に施設に備え付けるもの、例えば、床に固定するべき、例えばキッチンのシンクでありますとか、そのような備品に関しては、この工事代に全て計上されております。もう一つ今言っていたている食器でありますとか、ザルでありますとか、軽微な備品に関しましては、この工事代とは別に、庁用備品として計上させていただきます。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 大体予想どおりの答えで、何となく分かっているんですけど、では、ここにも職員がもられて、職員の人の机とかいうのは動かせるから、それは別個の備品ということになんのかな。冷暖房も、こういう食材ということになって、食を扱うというふうな冷暖房、まあ、行くじゃないですか。これも設置するから、ここに含まれていると。もうその辺ぐらいでいいんですけども。食器とかは含まれてないというの分かったけども、いわゆる固定しているものについては、含まれてんねんということで、職員の机とか、その辺とか空調とか。電気はもちろん、設置されている、それは分かるけども。その辺も教えておいてください。

奥本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今、お聞きいただいております机なんですけども、机に関しては地面に固定するものではな

いんですが、少し大きめの備品ということで、この工事の中に含まれております。あと、エアコンに関しましても、この工事の中に含まれております。これ以外に見ている備品といいますのが、先ほど申しあげましたような軽微なもの、スプーンでありますとか、食器でありますとか、ザルでありますとか、調理に使うもので日頃家庭で使われるようなものを想像していただければいいのではないかというふうに思います。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 藤井本委員の関連なんですけれども、ここの棟を建てるところに、何らかの鉄棒とか、何かそういうものもあったらと思うんですが、その移設費用等についても、これは工事代金に含まれていると考えていいのかどうか。これ、1つ質問です。

奥本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 こども未来課、西川でございます。今、ご質問のとおり、この位置には、鉄棒、滑り台等の遊具がございますが、こちらのほうは、建築に当たりまして移設する予定をしております。もちろんこの工事代金の中にその移設費用が含まれております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。これはもうちょっと設計、決定した後の話ですけど、杉本委員の話もありました、その搬入路の件につきましては、どこかできちっと、全体像、公道からどういうふうに入ってという図面を一度ぜひ出していただきたいと思うんです。学童保育所もありますし、学校、小学校もあるところですので、よろしく願いいたします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 この図面で建物のところに、新しくフェンスと門扉ですか、門を新設されるということなんですけど、どういうふうなフェンス、門を考えていらっしゃるのかちょっとお聞かせください。

奥本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしく願いいたします。

ここに記載されておりますフェンスでございますが、こちらは、工事をするに当たりまして、子どもたちが工事現場と接触のないような、高さ約2メートル、少し低めのフェンスで工事現場を囲うような形の段取りを今しております。恐らくこの赤い部分の上のところを書かれているフェンスのことを聞いていただいているのかなというふうに思いますが、その囲いの一部だというふうに思っただけであればいいかなと思います。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ということは、仮設ということで、後では取られるということですか。工事が終わったら、その部分はもう撤去される。工事中のみ、ここにあるということではないのでしょうか。

奥本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 ちょっと先ほどの私の説明が間違っておりました。訂正させていただきます。

今、先ほどご質問いただいているこのフェンス部分なんですけども、こちらのほうは、この建物と同時に、子どもたちが行き来しないような形で残るフェンスになるようでございます。先ほど私が申し上げました囲いの分につきましては、この外に大きな形で、約高さ2メートルの物を囲う予定をしております。最終的に、この右上に少しちょぼっと出ている部分があるんですけども、その左にありますフェンス部分につきましては、開閉できるような形で、北側からの侵入等を防ぐような形でつける予定をしております。

以上です。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 では、ここに書かれているのはずっと残って、この形で残っていくということの理解でいいんですか。ちょっと素材というか、どういう形のフェンスなのかということをお聞きできなかったの、外から見えるような形で造られるのか、それとも完全にちょっと、言えばコンクリートとかなんかそんな感じの、どういうのか……。

奥本委員長 柴田委員、2枚目にメッシュフェンスと書かれています。

柴田委員 そうですか。じゃあ、分かりました。メッシュということで、外からは見えるという形のフェンスで、子どもたちが入らないようにということでもいいですか。分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 図面だけでは外観がちょっと分かんないんですけど、これ何色ですかね、この建物。これ、葛城山麓公園の遊具、やってもうたときに、ちょっとアイデアとして、滑り台に蓮花ちゃん貼ったら言うたら貼ってくれていたんですよ。それだけでも全然オリジナルさが出るというか、だから子どもに合った施設になんのかな、調理施設になんのかなという、外の外観どんなにか、まだ分かってないですかね。

奥本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長 壁の色は、もう一度、業者と最終確認をさせてもらう予定はしているんですけど、さっき言っていただいた外回りにかわいらしいというのは考えておまして、今、こども園の先生のほうから案を出してもらいまして、色も、たしかこども園は7色の色が園の色ということになっていまして、その色も壁に貼りながら、先生がデザインされたかわいい絵も貼るような形で、子どもたちが見えるほうには、そのような少しかわいい絵というか、貼る予定ではしております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 次の質問で言おうと思ったことを全部言ってもうたんで、それでいいんですけど、やっぱりそういう声、おられる方々の声とか聞いて、どうせ造んねやったら、ちょっと離れにあるから、余計に目立つような気がするんです。だからその辺ちょっと工夫していただけたらいいことなので、それで了解いたしました。よろしく願いしておきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第51号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第51号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。議案書では29ページから30ページでございます。

本案につきましては、令和2年度より、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの納付期間を対象として実施いたしました。今回の改正では、令和4年度以前の年度分である令和5年3月31日以前の保険料であって、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に納期限が定められているものを追加するための改正でございます。

それでは、お手元の新旧対照表で説明させていただきます。2ページの下から6行目、附則第6項、新型コロナウイルス感染症のところでございます。第6項のところ、もう1枚めくっていただきますと2行目に、附則第6項のところの途中の下線のところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免でございますが、附則第6項に、令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に納期限が定められているものを追加するものでございます。施行期日につきましては公布の日で、本年4月1日からの適用としております。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 実際に対象となる方がどの程度、この改正でいらっしゃるのかお伺いいたします。

奥本委員長 介護保険課、田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課、田中と申します。よろしくお伺いいたします。

今回の改正では、令和5年3月に65歳年齢到達したために資格を取得した方、令和5年3月に転入した方が主な対象となります。今後コロナ減免の対象者はほとんどいないと思われまして、今のところ問合せもございません。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 周知の方法なんですけれども、先ほどあったように転入された方、それから65歳で新たに資格を取得された方、こういう方々に対して、それでコロナで減収いうたら本当に対象の方が限られると思うんですけれども、せっかくこういうふうに条例を改正してやるわけですから、その周知の方法、どういうふうに考えておられるか、お願いします。

奥本委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお伺いいたします。

ホームページで周知しております。よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 なかなか直接、転入者の方、新たな資格に出された方、把握あれば、その文章等であれば、人数が多くなければ丁寧かなと思いますけれども、なかなかホームページというのは、周知の方法としては、市民の方々から分かりにくいというふうに私はお聞きしているところが多いんです。できるだけ広く周知していただきますようよろしくお願いいたします。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第53号、工事請負契約の締結について、これはいきいきセンター大規模改修工事を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第53号、いきいきセンター大規模改修工事の工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、いきいきセンターの老朽化に伴い、外壁、屋根、内装、電気設備、空調設備などの更新工事を行うとともに、非常時に電源と熱源の確保ができるコジェネレーションシステムを導入することで、指定避難所としての機能強化を行い、さらに、本市のゼロカーボンシティ宣言による脱炭素政策に寄与することを目的としております。工事の発注につきましては、本年5月17日に一般競争入札を実施した結果、5者が応札し、藤本建設株式会社が落札いたしましたので、契約金額4億5,636万300円で、請負契約を締結するものでございます。工事の期間につきましては、議決のあった日から令和6年3月21日でございます。今月18日より休館し、来年4月には新しくなったいきいきセンターを市民の皆様にご利用いただくとともに、今後、介護予防などの拠点としても活用していきたいと考えております。詳細につきましては、担当より配付の資料に基づき説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

奥本委員長 西川いきいきセンター所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料のほうは、先ほどのこども未来課と同じような形になるんですけども、工事名がいきいきセンター大規模改修工事となっているものをご覧いただきたいと思ひます。

まず、工期ですけれども、工期のほうは、令和6年3月21日竣工を予定しております。今回、5者が応札され、そのうち最低制限価格で応札されたのが4者、くじによりまして、結果1位が藤本建設株式会社でございました。後日、事後審査を行ひまして、工事实績、施工技術者等の確認をいたしまして、適正と判断し、契約予定者としております。

1枚めくっていただきまして、資料2枚目のほう、建設工事請負契約書の写しになります。こちら先ほど、こども未来課のほうからも説明がありましたが、今回の資料には添付はございませんが、本契約書の第64条に、この契約書を仮契約書とし、市議会の議決があったときにこの契約書と同一の条項により本契約を締結したものとするという旨を明記しております。

ページをめくっていただきまして、3枚目をご覧ください。森井部長の説明と重複する部分もありますが、ご容赦ください。工事の概要ですが、事業目的といたしまして、大きく3点ございます。施設の老朽化対策と指定避難所の機能強化、脱炭素政策に寄与することになっております。

ページをめくっていただきまして、残すところは図面になります。A3横置きの平面図が

4枚ついております。1枚目、2枚目が、施設の1階部分の改修後、2枚目が改修前になっております。3枚目、4枚目、こちらが2階部分になりまして、3枚目が改修後の平面図、4枚目が改修前の2階の平面図となっております。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 この改修前と後のやつで、何が大きく違うかなと思ったら、和室が大きくなってしまったと思うんです。これ避難所の強化となっているので、僕、避難所、開いたときに行ったら、この和室のところで皆さん、くつろいではるといえるのか、これ、床フローリングが何かになったときに、避難所とかになったときに、どう対応されるのかなというのがちょっと気になったんです。2階も全部和室やったんがもう全部洋室になっちゃう。見栄えはそっちのほうがいいかも分からないですけど、避難所としたときに、よう体育館とかで避難しはっていて、ニュースとかで見たときに、硬いところで寝ていますみたいな市民の人らの声を結構聞くから、そういうのがちょっと気になるのが1つ。

もう一つが、この1階の真ん中の床の間ところが、これちょっと僕、ほんま素人過ぎて申し訳ないですけど、改修後はこの何かバーコードみたいな置いてある、これ何なんかなという。床の間のところ、真ん中の。洋室、娯楽室、娯楽室の右側の床の間が改修後は、床の間じゃ、何かバーコードみたいになって、何なんかなこれというのと、あともう一つはこれ、使ってはる方々の声を反映させていただいていると思うんですけども、これ前はステージあったけど、なくなる感じなんですけども、それは必要ないという判断なんですかね。お願いします。

奥本委員長 西川所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の質問なんですけども、畳敷きがなくなりまして、洋室化することで、避難所で大丈夫かということだと思んですけども、こちらのフローリングは予定しておりませんので、こういったカーペットで考えております。だから、全体的にはフラットにしますので、逆に使える面積も広がって、指定避難所としては強化されるかなと思います。

2点目ですけども、このバーコードみたいになっている部分は、特に大きな意味はないと思います。申し訳ございません。椅子とかそういうソファをちょっと置くスペースで、ちょっと広がる感じというか、床の間ではなくなって、床が広がる感じにイメージしております。

3点目でございますけども、利用者様のご意見をどこまで酌み取っているかというところなんですけども、ステージに関しましては、今現在も利用は特にございませんので、そこを有効的に使うということで倉庫に改修しております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 和室じゃなくなっても大丈夫というのは安心。2階もそうですかね。2階はでも洋室と書いてあるけど、こういうカーペットみたいにするということですね。分かりました。

2点目のこれ、意味ないって、ちょっと何かこっちは何か椅子がどうかという、ちょっと意味が、もう分からなかったら後でもいいですけど、何なのかなと思って。椅子がどうかという……。それはちょっと答えてもうたらいいと思います。

3つ目のステージは今も使っていないと。その分広く使えますということですね。ちょっとこのバーコードだけ。上にもあるからね。上にもちょこっと何かあるからね。気になるんです。

奥本委員長 西川所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 ちょっと説明が下手で申し訳なかったです。こちらのほうは、今現在も、畳の上にソファーとか置いていたりして、それを、床の間をなくすことで、広がっていますので、そこにソファーとかをずらして置くように考えているスペースでございます。

杉本委員 僕が聞いているのは、こっちはそうしたらいいじゃないですか。椅子を置こうがテレビを置こうが何でもいいんですけど、このマークの意味が知りたいんです。

奥本委員長 図面上のこのバーコードみたいなやつの意味っていうのは何ですかと。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 イメージやと思います。

杉本委員 僕が聞いているのは、使用用途は勝手にしてくれたらいいんやから、そうじゃなくて……。

奥本委員長 この設計図上でこの記号って、このマーク自体が意味を持つのかどうかという。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 僕もちょっと設計に関しては詳しくはないんですけども、申し訳ないです。

奥本委員長 調べて、また連絡してください。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 はい、失礼します。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 杉本委員の関連で質問したいんですけども、利用者の意見を反映していらっしゃると思うんですけど、昨年度、多分利用者にアンケートを改修前に取られていると思うんですが、その意見に対して、今回改修で反映されたところと、意見はあったけれど、反映できなかったところというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

奥本委員長 西川所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川でございます。よろしくお願いたします。

昨年度、私も就任して早々にアンケートを取った記憶がございます。その中で細かいところはちょっと覚えてないんですけども、申し訳ございません。大きなところでは、採用させていただいた部分につきましては、和室の洋室化、これは一番大きな希望がありました。といいますのは、やはりご利用者様が高齢者の方が多いということで、どうしても膝が座る

ときに痛いということで、いわゆる低い和室用の机、椅子では座ったり立ったりするのが困難であるということで、ぜひ洋室化していただきたいということ、希望が多くございましたので、そこは反映させていただいております。逆に反映できなかった、しなかったというところでございましたら、大きなところではエレベーターの設置、こちらは採用を見送らせていただいております。

以上です。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。ちょっとエレベーターの設置に関しては、ちょっと費用的にもなかなか難しいのかなということはあるんですけども、先ほど畳を洋室化ということで、なぜかというとなんか膝が痛いとかという、利用される方が高齢者の方ということで考慮されたということなんですけど、エレベーターも、高齢者の方にとって、階段上がってというのはなかなか難しいと思うので、エレベーターの代わりに上りやすくなったとか、工夫しているとか、2階に、私ちょっと何があるのか分からないんですけど、2階の利用が頻繁にあるとか、2階に何を設置されて、2階で何をされるのかというのをまず知りたいのと、エレベーターつけられなかったけれど、階段上りやすくなったよとか、そういうのがあるのかどうかちょっと聞かせてください。

奥本委員長 西川所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 ただいまのご質問ですが、形状としては、大きな変化はございません。2階の利用状況なんですけども、この図面の4枚目見ていただければ分かると思うんですけども、現在、和室が大きく2つと会議室になっております。この会議室を利用するのは、主に職員ないし、業者との打合せとか、本来の利用者ではない、比較的若い方が利用することが多いです。和室に関しましても、こちらの教室生の方が利用される場合がほとんどでございまして、本来といいますか、いきいきセンターの一番の利用者が多いのはお風呂を利用される方が多くございますので、お風呂、あるいはその休憩、娯楽に関してはほぼ1階を利用される方が多いということも鑑みまして、先ほど委員もおっしゃっていただきました費用面との比較も考えまして、今回は見送らせていただきました。

以上です。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。2階を利用される方は、ほぼ教室に通う方とかということで、そういう面も考慮してということなんですけども、今回はちょっと見送られたということなんですけども、将来的にもし可能であれば、エレベーター設置のことも考えていただきたいなと思っておりますし、あと、上りやすい、どう言ったらいいか分かりませんが、何か工夫をしていただきたいなというふうに考えます。

以上です。

奥本委員長 答弁とかよろしいですか。

柴田委員 もし可能であれば、今回の改修のこの範囲の中で、将来的にエレベーターが設置できるような余地があるのかどうかというのを、ちょっと分かれば教えていただきたいです。

奥本委員長 西川所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 ただいまのご質問ですが、去年設計の検討段階で、いろいろエレベーターをつけられないかということはもちろん検討しております。その際に、最終的にここやったらいけるやろうという場所は、見当はつけております。それにつきましては、これはもう想像の世界でしたので、詳細なコメントはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

坂本委員。

坂本委員 お願いします。素朴なちょっと疑問なんですけれども、できた後は避難所としてご使用になるということなんですけれども、万が一、大災害が起こった場合、ここに避難してこられるかと思うんですけれども、避難された場合に、例えば共助として自治会活動で炊き出しをしたりとか、そういったことも発災後、何日間かたったらされるかと思えますけれども、その後は、どの場所でするようなことを予想されているのでしょうか。この1点ちょっと。

奥本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。ただいまの坂本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

これ、今、改修は、今現存しておりますいきいきセンターの部分を全面改修するというところでございますけれども、今、おっしゃいました災害の場合、この館の南側にグラウンドがございます。その横には体育館もございます。そちらを、もし万が一、災害があった場合には、炊き出しとかで使えるかなというふうに思っております。

以上でございます。

奥本委員長 坂本委員。

坂本委員 それは真横にあるということで、とても使いやすい場所にあって、万が一のときはスムーズにできるということ。分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 先ほどのご質問と重なるんですけど、やっぱりよく市長も言われている、ゆうあいステーションとよく比較される中で、ゆうあいステーションはいろんな年齢の方来られて、ここは、一定以上の年齢の方が来られている場所やと。これはもう誰もが知っていることでありますよね。高齢者を中心というか、高齢者しか入れないということになるんですけど、やっぱりエレベーター、高齢者施設やのにエレベーターが、これ4億5,000万円か、かなりの額を使うのに見送ったというのは、ここはもう少し説明をいただかないと、市民の方も、こんだけかけてするわけやろというのと、やっぱり施設が高齢者の施設じゃないですか。そこはもう少しちょっとご説明をいただきたいなど。そこに加えて、先ほど柴田委員もありましたけども、いわゆる、例えば、2階へ上るのは車椅子も行けんねんというのがついているのかどうかとか。それも併せて、エレベーターの件でもう一度、私もお聞きしたいのが1点で

すね。

2点目は、詳しくちょっと私も調べてないけど、もうこれ、できて約50年ぐらい。耐震がいったということで、これを改装されるんですけども、50年という、高齢者、いわゆるここは60歳以上の方が入会すると。会員になる、会員証を作ってもらいますよね。会員証を作ってもらって行くということで、60歳以上ですから、私も行けるようになったんですけども。ちょっと言葉を考えて言わなアカンけど、50年前の60歳と今の60歳とだいぶ違うと思うんです。違うと思うんですよ。動きとか、欲求というんですか、求めるものも違うと思う。あともう一つは、高齢化率が上がってきて、人数がどーんと増えてきているわけですよね。そういったところの、いや、今まで利用者少ないから、改修だけでいけるねんというものなのか、検討段階の中で、対象の方は必ず増えているわけです。約50年前と比べたとしたら。そこでどういう検討をされたのか。いや、これはあくまで今あるところを耐震というか、改装するねんと。将来的には、まだ拡張するというのも考えているとか。いやいや、先ほど言うているように、60歳以上から行ける。私もここへ、委員として行くときありますけど、60歳、私らの年代の人、いたはりませんわ。だから、逆に言うと求めるものがないやと思いますよ。需要、希望に合っていないと。そこら辺をどのように考えられたのか。それと、今後どのように考えていこうとしているのか。契約そのものには全く関係ないか分かんないけども、さきにあった、磐城認定こども園にしる、1回やって、またいろんなものが変わってきたら、今度、何かするときやりにくくなる。私なんか言うと駐車場の問題でも言いたいぐらいやけど、ここは今日は言わないですけども。その2点、やっぱり高齢者に対する配慮的なエレベーター、また、車椅子の対応はどうしたのかというのと、人数が減っているやんかと。50年前の60歳以上の方と今とは違うやん。数も違うなら、求めるものが違う。その辺ちょっとお答えください。

奥本委員長 西川所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川でございます。よろしくお願いたします。

1点目のご質問ですが、エレベーターの件です。そちらにつきましては、もうご存じかとは思いますが、館全体が既に耐震工事が済んでおりまして、館内に内部にエレベーターを設置しようとすると、吹き抜ける空間を新たに造らなければなりません。それでは、耐震基準がまた変わりますので、それも全部やり直す必要がございます。それ以外にも、前向きな考え方としまして、介護予防を担当しております地域包括支援課の所管になりますので、介護予防の観点からも、可能な方は、階段の昇降で適度な運動を兼ねていただきまして、ご利用いただきたい、そのように考えておりました。

安全面の配慮なんですけども、こちら、どうしても体の不自由な方が、2階へ上がらなければならない場合がありますら、さすがにちょっと車椅子を持ち上げる装置とか、そういうのは今はついていませんねんけども、職員が寄り添って見守ったり、あるいはまた、2階へ上がらなくていいように、1階で用件を済ますことができるように配慮してまいりたい、そのように思っております。

2点目のご質問なんですけども、50年前、43年たつんですけども、それに比べてニーズが変わっているのではないか。それでどう考えているかという話やったかと思うんですけども、こちらもちろんご意見いろいろいただいております。一番私どもが、なるほどなと思ったのが、ウェルネス新庄利用されている高齢者の市民からお話いただきまして、ウェルネス新庄へ通ってんねんけども、いきいきセンターでもそういった運動できるコーナーとか、装置とかあれば、我々もいきいきセンター行きたいねんけどなというお話を聞いております。取っかかりとしては、そこまでできるかどうか、僕では判断できないんですけども、うちの地域包括支援課でいろいろな事業を行っております。介護予防の体操教室であったり、そういったものを地域に出向いてしておりますけども、今後は、いきいきセンターもその拠点の1つとして活用してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 やっぱり思うねんけど、健康に階段を歩いてもらって、足腰を鍛えるというんか、運動してもらおうと。そういうための施設やねというのは分かるけど、今言うてはるように、いろんな教室とかもされるわけですよ。高齢者、60代、70代とかなってきたら、ずっとじゃないけど、けがをされたりとかして、車椅子というのが出てきますわ、きっと。車椅子の方は、対応、2階でもやるわけでしょう、教室とかも。そのときに、そら、来られた場合は、職員が持って上げるというんやけども、ここはちょっと、今からでも余地はないですか。普通どこでも高齢者の施設で車椅子の、ゆうあいステーションもずっと上ってありますやん。あれぐらいのことは、エレベーターは、言われるようにエレベーターをつけることによって、構造計算もし直さんなんし、その前になっていった耐震も守れなくなると。これは分かります。だから今のままは、市民の方にも、ちょっとそこはご理解をいただかんなんというのは、これは分かった。けど、車椅子の方は、来んな言うているような、来んなと言うてないけど、全然配慮がないわけでしょ。これ、市長ほんまに、市長も施設的なこともよくご存じであって、今改装、改築するとき、もうエレベーターは分かったから折れたとして、この車椅子専用の階段というのは、これちょっと、市長、ほんま必要やと思いますよ。どないかも一回再検討、無理ですか。

奥本委員長 西川所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 若干回答としてはずれるかも分からないんですけども、先ほど、別の委員からのご質問に回答させてもらったとおり、2階の利用のメンバーが、若年層あるいは教室生にほぼ限られるというお話をさせてもらいました。その教室生の中に、もしそういった方がいらっしゃれば、不便ではないかという、今、委員のご質問やったと思うんですけども、教室生全てを私はちょっと存じ上げておりませんが、もし、そういった方がいらっしゃいましたら、1階に図面見ていただければ分かると思うんですけども、保険資料室、健康相談室という名前はついているんですけども、ここがこれ、間が移動式の壁で取っ払えますので、ここで教室をするとか、2階に上がらなくてもよい代替案を提案できるかなど、そのように考えます。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 答えくれへんねんけど、車椅子で来てもうて結構ですよ。ただ2階はしんどいので、そういう方が対象の分は1階ですよということやけど、単発的のときはやっぱりなかなかしにくいし、上れないというところら辺の不満はありますよ。そんなエレベーターつけるというほどのお金かかるものでもないし、ぜひとも、もうお願いでしかないですけど、せっかくこれだけのお金を使ってやられるのであれば、何とか工夫をして、元気になっていただくために来ていただいて、一時的にけがをされたとか、何かのときの、私だって、会員になる資格あって、けがして車椅子で行きたいねんというとき行けない。それはそっちで配慮するねんということやけど、あくまでやっぱり老人を対象とした、高齢者を対象とした施設やん。そこは検討の、もう答えをもらえないわけですけど、ここはもうほんまにもう一回最大限見直しができるのやったらしてください。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 ご意見ありがとうございます。内部でも実はエレベーターの設置も含めていろいろと検討した結果がこの設計になっておるわけでございます。そこには申し上げにくい理由もいろいろあったわけではございますが、その中で、体のご不自由な方のお話だと思います。まず、この施設というのは昭和55年に建てましたので、43年前に建築の施設でございます。その当時の、実は定年の年齢が55歳の定年の年齢でございまして、60歳定年になったんが1998年、それと65歳定年が2006年という変遷があります。ですので、その時代とまた意味合いが変わった施設の対象者になってきているのかなという思いがあります。ですので、皆様方からいただいたご意見も、それも考えた中でのご意見やと認識をしておるところでございます。対象年齢が一応60歳以上になっておりますので、その年齢がそれでふさわしいのかどうかも含めて、これからいろんな議論をしていく必要があるのかなと感じております。特に高年齢の方につきましては、1階でほぼ全てのこの施設としての目的を達するような形の整備を考えておりますが、今ご指摘の一時的にも含めまして、体のご不自由な方がということでございますので、エレベーターの設置はかないませんので、別の方法で、昇降機等が設置できるのかどうかというのは、検討をしていきたいと感じております。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 1つだけお伺いいたします。お風呂の件です。どういうふうなお風呂にされようとしているのか、これについてちょっとお聞かせ願えたらと思います。施設の中で一番利用が多いのはこのお風呂だと思います。私も60歳超えて、まだ議員なる前でしたけれども、入館許可証をいただいて、ちょっと一時繁く通ったときがあるんですが、いいお風呂なんですよ。これ見て分かるように石が敷いてあってね。ほんで、窓側からちょっと外が見えて、何かちょっとした旅行に来た感じになって、日常生活からちょっとほっとして、終わったらちょっと麦茶が置いてあって飲んで、娯楽室行けば、皆さん、将棋打ったり、碁を打ってはると。

いい施設やなと思って。だけど、60歳で使っているような人ほとんどいなかったの、私
はこれは自分が行く施設じゃないなと。どちらかというとなら70歳前後の方が非常によく利用
されていたと思いますが、多分物すごく思い入れのある、新庄町時代に高齢者の方に対して
だいぶお金をお風呂にかけたなと。やっぱり高齢者の方に癒やしを与えるということで、先
人たちの思いがあるんやなと思ったんです。これ次、変わるわけですけども、どうい
うお風呂になるのか。これ、あんまりギャップが大きいと、ちょっといろいろと市民の中
から、どうい
う改修やというご批判が出てくるんじゃないかと。家庭用の、言うたらユニットバス型
のつるんとしたようなお風呂になってしまうとあれなので、ちょっと心配しております
ので、
ちょっとそこら辺の設計段階での思いとか何かありましたら、このお風呂の件、ちょっと教
えてください。

奥本委員長 西川所長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川でございます。よろし
くお願いします。

ただいま副委員長がおっしゃってくれましたように、いきいきセンターのお風呂は今
現在、床が岩をつないだような、昔の昭和の観光ホテルのようなお風呂の形状になって
おります。こちら確かに趣深いところがありまして、ご利用者からもご好評をいただ
いております。ただ、反面、やはり転倒のリスクがございます、中にはやはり転倒され
る方もいらっ
しゃったり、あるいは、転倒するまではいかなくても、けつまずいたりして、若干波
がありますので、岩ですので、それでけつまずくからどないかならへんかという話
も伺っております。新しくなった際には、その趣はできるだけ変えずに、転倒リ
スクを減らしたいという意向もありまして、これ設計段階の話なんですけども、岩
の模様といいますか、岩目調の床のフロアを防水用で浴室用であるということ
を聞いております。できたらそういった、今と見た目がそんなに変わらないもの
を使っていきたいと、このように考えております。あと、細かいところなんです
けども、洗い場と浴槽と仕切りといいますか、洗っているところからシャワー
の水が飛び散ったりしたり、あるいは、浴槽から洗っている人が丸見えにな
ったりする
のが、ちょっと嫌だという話も聞いていますので、その辺の簡単な目隠し的な
ウォール、壁、つけさせてもらう予定になっております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 どうもありがとうございます。設計段階でも配慮していただ
いているということで、先ほど杉本委員からも給食棟にかわいらしいものという
ふうな、ありましたけれども、こういうお風呂も、ある意味ではゆとりの部分
ですので、銭湯のように絵を描くというわけじゃないですけども、何か
そういう愛情深い、何かちょっと配慮を今のように感じさせていた
だきましたので、どうもありがとうございます。よろしく
お願いします。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議第55号、工事請負契約の締結について。これは葛城市立新庄中学校運動場北側擁壁改修工事を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上教育部長。

井上教育部長 皆さん、おはようございます。教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま議題となりました議第55号、工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、葛城市立新庄中学校運動場北側擁壁の老朽化した箇所の改修工事をしようとするものでございまして、工事発注につきましては、本年5月17日に一般競争入札を実施いたしました結果、3者が応札をいたしまして、株式会社関鉄が落札をしております。契約金額1億6,721万7,600円で請負契約を締結しようとするものでございます。なお、仮契約の締結を令和5年5月22日に行っております。本案につきまして、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約締結期間につきましては、議決の日から令和6年3月28日を予定しております。よろしくご審議を賜りたいと思います。

なお、この後、詳細につきまして、担当課長から、添付資料に基づきご説明をさせていただきます。

奥本委員長 教育総務課、葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。おはようございます。よろしくお願ひいたします。私のほうから、お配りしております資料に基づきまして、説明のほうをさせていただきます。

まず、1枚目につきましては、入札結果公表書のほうになります。こちらにつきましては、3者が応札いただきまして、最低制限価格同額であったために、くじにより、株式会社関鉄のほうを落札候補者として決定させていただいております。2枚目につきましては、契約書のかがみの写しになります。先ほど来の契約案件の説明と同じで、こちらにつきましても、約款のほうで議会の議決により、本契約とすることを定めておるものでございます。

次に、めくっていただきまして、3枚目、4枚目のほうで、工事の概要のほうとなっております。本工事につきましては、前年度、南東部の擁壁を改修させていただいております。高さがございまして、擁壁のほうにも膨張であったり、膨らんできておったり、また、幅の大きなクラックが目立つようになってきておりまして、その擁壁部分につきましては、前年度の南東部の擁壁と一体的に改修をしていくものでございまして、引き続きまして、運動場北側の校舎と運動場の間にございます高さのある擁壁につきましては、生徒にとって安心安全な環境を整えるとともに、災害時には避難所となります屋内運動場への動線を確保するために、改修を行っていくものでございます。事業概要としましては、改修工事の中で、仮設、撤去等書いております。本体の擁壁に係る工事に併せまして、上部掘削等が入りますので、それらの舗装工事、また、附帯工事といたしましては、バーゴラ、日除けですけれども、以前は藤棚が角に設置されておったものを一旦撤去しております。これに代わる日除けのほうの設置、また、防球ネットの復旧等を予定しております。擁壁内に電気設備、また、機械設備、給水等が入っておりますので、これらの改修も含めて行わせていただく予定をしております。

4枚目のA3の横置きのほうを見ていただきたいと思います。右側赤で囲んでおります部分が、今回の対象範囲となっております。その部分に係る写真を横に添付させていただいております。上段の写真につきましては、この擁壁の全体を映したもので、それから下段の写真につきましては、この擁壁の左右に運動場へ下りていく階段がございます。この東側の階段部分を中心にちょっと撮影させていただいたものになります。階段も含めて今回改修をさせていただくんですが、校舎側の敷地と運動場側で約4メートルほど高さに差がございます。校舎側の敷地が崩れることがないように、山留め工事を行った後、現在の擁壁を撤去いたしまして、新たに同様の擁壁を築造させていただく予定としております。

以上、簡単でございますが、説明のほうを終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 今の説明でちょっと僕はあんまりイメージ湧かないです。これ、全く同じもんができるんですかね。全く同じもん。もうちょっと何かアイデアないんですかね。僕、ちょっといつも行ったら思うんですけど、僕、このタイプの階段でここ切った思い出があるんです。このタイプの階段、何か危ないんです。何か階段が尖っているように見えてね。こんなところかも、そのままなんですかね。改修するのは分かるんですけど、何か工夫して、何かサッカーのボールを当てる的でもつけといたらええんと違うんですか。せつかく改修するのやったら。それは例えばですけど、全く同じというのもちょっと色気ないかなと思うんですけども、その辺どうなんですか。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしく願いいたします。

形状につきまして、いろんな検討というのはさせていただきたかったんですけども、どうしても、擁壁を改修する範囲が限られている。学校のほうとも用途の確認をさせていただいたんですが、やはり混雑時には2方向階段が欲しいというご意見もございました。ですので、用途的には、今使っている形状とほぼ同様の計上にせざるを得なかったという形になります。ただ、階段の件につきまして、今ある階段のイメージがちょっと、私も、急だなというイメージはありましたので、できるだけ配慮いただけないかというところで、本当に少しの努力なんですけれども、ちょうど折れ角になっているところが、今は平たい平らな面ですけど、そこにちょっと工夫した形で1段を設けて、全体的な段の高さを下げたり、そういった工夫はできるだけさせていただいておるんですけども、現状の制約の範囲での改修ということになりますので、見た目の形状はイメージ的にはほぼ同形状になってくるかなということ、同形状というふうに伝えさせていただいております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 用途というか仕様はいいと思うんですけど、見た目なんですよね。見た目このままなんですかという。ただこれがきれいになるだけで終わるだけって感じが、何かちょっと一工夫でもしてもうたらしいのになと思うんですけども。その辺のお話合いされたんかどうかだけでもいいですけども、何かせっかく新しくなんのやったら、ちょっとよその学校とか見に行ったら、いろいろ絵とか描いてはるところもある、中学校なんて微妙なんですけども。例えば、中学校でちょっとかわいい絵描いていてもちょっとねというところあるんやけど、何か、せっかく新しくするんやったら、しゃれているなみたいなことを、そこまでお金かかる問題でもなさそうな気がするんですけども、その辺を再考されたのかというところをお聞かせ願います。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

一応、特に見た目のデザイン的なところなんですけども、現在の擁壁も、正面のあの部分に関しては杉の木目が入っておるんですけども、だいぶちょっともうイメージ的に見えてきてない状態にはなっております。今回、どのような形、何かアイデアがないかということは、もちろん協議もさせていただいたんですけども、おっしゃっていただいたように中学校というところもありまして、あまりとっぴなこともできませんし、サッカーの的当てとかいう話も、ないことはなかったんですけども、それもちょっとイメージ的にというところで、一応、簡単にできるというところで、型枠をつけるときに木目調の、特に正面の大きい部分については、木目の型が付くようなイメージで設計のほうはさせていただいております。その辺りでイメージは今とちょっと変わって、横の木目が入るような感じの出来上がりになるかなと、仕上がりになるかなというふうに考えております。

以上でございます。

奥本委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私らが中学校行っているときからあったこの擁壁ですので、かなり古いというのは、私

だけと違くて、柴田委員も行っているときありましたから。私の口から言うのは似合わないけど、やっぱりもうちょっと何かええデザインも欲しいなというのも気持ちの中でありませう。

では、質問させてもらうんですけど、私の過去の経験上からなんですけど、正面から見たら、上のほうでちょっと穴空いているじゃないですか、横に。これは、昔で言う、さっき言うている、私らの中学校時代にあってんから、もうこれはね。これはデザインの的にやってるもんなのか。言おうとしているのは何かというて、中学校の運動会で、ここで割と観覧される方が多いじゃないですか。上の方が中学校で運動場で運動会であれ、また駅伝大会、何かの行事があったときに、子ども連れて行かれる。私もその経験もありますけども、ほんなら、これがもし、ちょうど合う人、この穴から見れるんですよ。けど、平行にずっとやってしまうと、何かもうちょっとデザインも含めたような、観覧という意味で、ここは工夫できへんのかなというてのがお願いとしてあるんですけど。私なんかやったら、上の子と下の子と10年ほど差があったので、11年間あったので、中学校の上の姉ちゃんと下の子を抱いたりしていたけど、今日みたいに腰痛かったら、抱かれへんもん。ほんなら、何かデザインも兼ねて工夫できるようなことあると思うんですよ。この辺なんかちょっと要望としてお願いしたいなと思うんですけど、ご検討どうやろ。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願ひいたします。

現在、横にスリットが空いている部分につきまして、その辺の、私も保護者の立場で観覧に行ったことがありましたので、その辺りのお話もさせていただきました。ただ逆に、学校側からしますと、運動場から階段上がっていきます。今のスリットであっても、例えばスカートはいておられる方とかは、近くに行きますと、かなりちょっとその辺りも気にされるということもお伺ひしまして、今回は、ちょっと今の話で逆の方向になるんですけども、上段までコンクリートで手すりを立ち上げまして、その上に落下防止用の手すりをつけるようなイメージになりますので、ちょっと逆にその観覧という意味では、視界が、覗ける穴がなくなってしまうというイメージになってまいります。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 では、今の説明からいうと、ちょっと高さどれぐらいか分からなかったけど、こうやってよく見ていたから、ある程度これぐらいの高さとして、その上に何か柵ができるということなのか。今の説明からいうと、確かにコンクリートだけやから、痛いんやね、何かあったとき、擦ったときとか。そこらはもう今の時代やから解消できるだろうけど、もう一回聞くけど、これやとコンクリートだけやんかね。その上に何か柵みたいなできるという説明やっただと思うんですけど、そのように考えていいですか。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 そうです。コンクリートの立ち上がったところの上に、それが約1メートルほど、その上に1本、手すりのバーがずっと走るようなイメージで考えていただきたいと思います。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 これよりは、私もそのほうがデザインの的にも、見た目も、用途的にもええかと思ひま

す。もう少し下のほうの、ほんまの歩き始めた子どもさんでも見られるようなと思うけれど、言わはるように、女の人、スカートを下から見られるというのもあんねんね。よく分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 皆さんと同じようなことになるんですけども、1つは運動場に下りる階段ですよ、これ、ほかにもあると思うんですけども、例えば車椅子のお子さんが下りるスロープのようなものは、ほかの箇所にはあるんですかね。それだったら、この現状でよしということできるといえるということですね。それちょっと確認したかったのが1つです。

それから、もう一つは、これはもう、言うたら入札終わっての段階での議決の前の報告なんですけど、ちょっと初めてこういうふういきちとして出していたので、いろいろ意見が出てきたと思うんですね。もっとうこうしてどうかと。でも今からもうできない。実際、なかなか難しいんだろうと思うんですよ。だから今後の在り方なんですけれども、できたら議会のほうに、ちょっと早めに出していただいていたら、最終的には行政の中で十分検討されていると思うんですけども、いろんな意見を出す機会が若干あったのかなというふうになんかちょっと思っておりますので。そしたら、もうちょっと工夫できたところもあったと思うんですね。なかなか難しいことだろうと思います。いろんな意見をどこまで反映するかということがですね。そのことだけちょっと1つ要望として申し上げておきます。と申しますのは、私の思いとしては、非常にいい中学校なので、建て方が、校舎があって、南側に1段低いグラウンドがあると。非常に見晴らしのいいところなんですけど、こういう学校の多くのところは、ここにスタンドを設けているというか、健民グラウンドのように、ああいう階段式のスタンド設けているような学校も結構あるんです。つまり、体育大会とかスポーツ大会とか、観覧できるような。だから長期的にはそういうふうな設計の在り方もあるし、今度は擁壁、今緊急の話なので、これやっただくとしても、いろいろとやっぱり皆さんの思いの詰まった学校ということになりますので、できるだけ何かの工事のときに、いろんなアイデア、できるできないは別として、いろんなアイデアをそこで出しておいたら、次のいろんなことをやるときに生きてくることもあると思いますので、また、よろしくご検討お願いします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 擁壁については分かったんですけど、この事業概要の中に、附帯工事、電気設備工事、機械設置工事とあるんですけども、この辺がちょっと、壁とか階段とかもある程度分かったんですけども、この舗装工事はこの壁になるんですかね。ちょっとこの辺をついでというか、やられるんですかね。ちょっとその辺の内容を聞かせてもらっていいですか。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

まず、舗装工事につきましては、この工事にかかりまして、当然その上段、擁壁の底盤が

入る部分の上の面というのは一旦全部取りますので、今、コンクリートで舗装されている箇所とかを全て一旦なくなる形になります。そこをもう一度舗装し直すというイメージでございます。それから、まず電気設備につきましては、この擁壁のところに配線をして、運動場で使うための放送設備の、設備が据えつけられております、既に。それを同じルートで、もう一度、やり替えてあげようという部分で組み込んでおります。機械設備と書いております、これにつきましても、水道水の給水がグラウンドのほうに回しております。この部分一部、盛替え等が出てまいりますので、これも一応含めて書かせていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

(「ネット」と言う声あり)

葛本教育総務課長 まず、防球ネットにつきましては、ちょうど工事車両が入るエリア、これは令和4年度の擁壁工事におきましても、その部分でクレーンとかを回すに当たって支障になりますので、一部ワンスパンほど防球ネットを撤去しております。これは今年度の工事でもちょっと影響が入ってまいりますので、昨年撤去した部分を今そのまま置いておまして、また、今年度その部分は完全に復旧させていただくという内容でございます。

バーゴラにつきましてはですが、今、見ていただいています、ちょうど赤い施工対象の上のほうにちょっと四角いマークというか、絵があると思います。これ実はベンチと、あとバーゴラをイメージしております。今までは、藤棚がここに設置されておりましたが、この部分、令和4年度の擁壁改修のときに、こういう藤棚も含めて全て撤去しております。ただやはり、クラブ活動、体育の授業での参加できないお子さん、生徒の方の座る場所、待機する場所として、日除けのある部分は必要であろうということで、今回も当初藤棚で計画をさせていただいたんですが、藤の成長にだいぶ時間もおかかるようなこともお聞きして、すぐに役立つことがないということでしたので、今回バーゴラという形で、公園とかでよくベンチの上に、完全に屋根じゃなくて、日除けをするようなスリットの入った、そういったものがございましたので、それを設置するように計画をさせていただいているということでございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたし

ました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、不登校に関する事項についてを議題といたします。

それでは、本件につきまして、理事者より報告願います。

葛本教育部理事。

葛本教育部理事 皆さん、おはようございます。教育部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

不登校児童・生徒への対応についてでございます。近年におきます子どもたちを取り巻く環境や多様な要因、背景によりまして、学校へ登校できない児童・生徒が全国的に増加傾向にあり、葛城市も同様の傾向がございます。このような状況に鑑みまして、令和5年度より、各学校の特別教室や普通教室などを活用し、学校に登校しにくい、登校したくてもできない、教室に入れない子どもたちの学びの場や居場所として、各小学校に「I（アイ）r o o m」を、資料のとおりでございますが、設置いたしました。お手元の資料でございます「I（アイ）r o o m」につきまして、詳細は担当課長よりご説明させていただきます。

奥本委員長 西川学校教育課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。よろしくお願いいたします。

それでは、配付しております資料をご覧ください。資料1が「I（アイ）r o o m」のリーフレットです。資料2が、各学校から保護者宛てに配付した文書です。裏面の資料3が「I（アイ）r o o m」の入室申込書で、資料4が新庄小学校、裏面が新庄中学校の教室となっております。

それでは、資料1にお戻りください。この「I（アイ）r o o m」については、誰ひとり取り残さない学校教育の実現を目指して設置しました。「I（アイ）r o o m」という名称については、6つのI、このI、私、アイデンティティ、漢字の愛、インディペンデンス、イマジン、インポート。この6つのI、このような教室になってほしいという思いから「I（アイ）r o o m」としたところです。

続きまして、2ページの2、不登校児童・生徒を支援するための組織づくりとして、4つの対策を実施予定しております。1つ目として、チーム学校として不登校児童・生徒への支援を行うための教育相談コーディネーターの設置、2つ目として、巡回相談員が支援計画などを示し、その計画に基づき、学校組織として対応、支援するためのケース会議の定期的な開催、3つ目として、保護者への支援として、葛城市保護者グループとまりぎなどを含めたこども・若者サポートセンターとの連携、4つ目は、子どもたちの居場所づくりとして、学校に来ることができない児童・生徒のためのふたかみ教室、学校に来ることができるが、教室に入れない児童・生徒のための「I（アイ）r o o m」、どこにも行けない引きこもり傾向の児童・生徒に向けたバーチャルルーム、これについては、現在実施できるかどうかを検討しているところでございます。これら3つの居場所づくりを行い、不登校児童・生徒への支援を行いたいと考えております。

次に、3、学校・子ども・保護者の思いからということについてです。これまで学校においては、不登校児童・生徒の対応については、別室登校、保健室登校、放課後登校など、先生方の空き時間や業務の合間等をやりくりして対応しており、もっと子どもたちとの時間を確保できればいいのという思いがありました。また、子どもたちは、行ってみようかな、行ってみたいなという気持ちが向いても、先生方の授業の空き時間の関係から、時間が一致しにくいといった状況がありました。保護者の方については、いろいろな先生方と相談できれば安心できるという思いがありました。これらの思いを形にするために、いつでも子どもを迎え入れるサポートティーチャーとして、会計年度任用職員の不登校支援員を「I（アイ）r o o m」に配置しているところです。

3ページの4、「I（アイ）r o o m」の構想についてですが、①教室復帰が目標ではなく、社会的な自立をめざし、社会で生きる力を育むことで、幸せな人生を送ることができるようにする。②多様な子ども一人ひとりの理解に努め、子どもの可能性や能力を伸ばす。③適応するのは子どもではなく、学校である。④通常の学級に対してネガティブなイメージとならないようにする。⑤在籍学級においても、多様性を受け入れながら、子ども同士の絆づくりを行うことで、全ての子どもが受容され、自分の居場所を実感することができる。これらの5つの考えに基づき、運営しているところです。

次に、5の実際の運用ですが、①本人・保護者の希望をもとに、ケース会議で検討、判断する。②、①で説明したとおり、原則は登録制で受け入れる。③基本的には、1日の活動内容は子ども自身が決定する。させる指導ではなく、したい、しようとする気持ちを支援する。これについては、自信やエネルギーを蓄えた子どもは、自ら一步を踏み出していくようになって考えているからであります。④不登校の未然防止のため、登録利用の子どもだけでなく、少しエネルギーを蓄えるために数日間だけ「I（アイ）r o o m」を利用し、また、在籍学級に戻るといった利用も受け入れる。その際の枠組みとしては、学校として設定、確認をしておく。⑤子どもの希望に応じて在籍学級での授業や行事等への参加を支援する。⑥ICTを活用した、授業参加を支援する。⑦ケース会議の支援計画によって、家庭訪問や保護者との関係づくりが必要な場合も考えられるため、教育相談コーディネーターを窓口にして、必要な対応を学校として検討していき、各学校の教育相談コーディネーターを窓口、学校組織として対応することとしております。

続きまして、4ページの6の生徒指導との連携については、①非行や怠惰からの利用は目的外であるため、これについては生徒指導で対応する。②突然の授業や教室からの飛び出しについては、まずは担任や関係教員で対応し、教室へ戻していく。担任や関係教員が対応しても教室へ戻れず、気持ちを整理させたいときには、1時間などの時間設定を学校として設定し、その方針に沿って連携する。③複数で一緒に利用しようとする場合など、気持ちを落ち着かせるには1人になる環境が最適であるため、学校で設定した枠組みを一人一人ずらし、1人で整えられるようにする。④サポートティーチャー交流会を設定する。また、とまりぎへの参加も予定しております。⑤子どもの様子はもとより、困りごとや相談事、心配事等は個人で抱えず、教育相談コーディネーター、生徒指導を窓口として、管理職や学年、学

級など学校の中で共有するなど、個々で対応するのではなく、組織として連携し、対応していくことが重要であります。次の7、環境整備についてですが、教室らしくない、教室環境整備を。安心してすごせるような空間づくりを。行きたいなあと思う、居心地のよい「I（アイ）r o o m」に整備できればと考えているところです。5ページの8の「I（アイ）r o o m」の理念としては、学校長のすべきこと、できること、教職員のすべきこと、できること、サポートティーチャーのすべきこと、できることをチーム学校の力で行っていきたいと考えております。

なお、現在の運用としましては、新庄小学校、磐城小学校、新庄中学校、白鳳中学校にはサポートティーチャーを1名ずつ「I（アイ）r o o m」に常駐し、子どもたちの支援に当たっているところです。また、このサポートティーチャーについては、元管理職の教員や元養護教員など、子どもたちに関わってきた経験豊富な人材を配置しております。

なお、サポートティーチャーを配置していない学校については、不登校児童が少なく、また、利用もほぼないような状況であるため、現在、配置しておりません。万が一子どもたちが「I（アイ）r o o m」を利用される場合については、教員等で対応していただくようお願いしているところでもあります。ただし、今後の利用状況によっては、次年度以降の配置を検討していきたいと考えております。また、この「I（アイ）r o o m」の利用に関しては、資料1においても説明しましたように、原則登録制としております。ただし、普通教室や授業を受けている子どもたちが、少し息抜きのために一時的に利用することや、不登校児童・生徒が試しに何回か利用される場合などは、登録なしに利用することができます。生徒が本格的に「I（アイ）r o o m」を利用される場合には、保護者と学校長や学級担任、教育相談コーディネーターが面談の上、資料3の入室申込書、これが一応登録に当たるんですけども、これを提出いただいて、「I（アイ）r o o m」を利用していただくこととしております。

なお、サポートティーチャーを常駐している学校の「I（アイ）r o o m」の利用実績としましては、ちょっと4つの学校全体の数字を報告させていただきます。4月は24名が利用し、延べ利用人数は123人、5月は37名が利用し、延べ利用人数は242人、なお6月については、6月20日現在、37名が利用し、延べ利用人数は189人となっております。また、入室申込書を提出し、本格的に利用されている児童・生徒数は、6月20日現在で33名となっております。

以上で、「I（アイ）r o o m」の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

奥本委員長 ありがとうございます。この不登校に関する問題に関しては、昨年度、当委員会の藤井本委員のほうから一般質問という形で最初に問題提起されて、その後は当委員会で調査案件として、調査してまいりました。その間、教育委員会においても、岡崎市の先進地の視察も行っていただいて、非常にスピーディな形で「I（アイ）r o o m」という本市独自の事業になったわけなんですけども、今その辺の「I（アイ）r o o m」についての詳しい説明をいただきましたが、このことについて、ご質問等ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今、委員長からございましたように、本当にスピード感があって、ほかからも注目されるぐらいのすばらしい「I (アイ) r o o m」やというふうに認識しております。ぜひとも成果を出していただくことをお願いしたいんですけども、そこでお聞きしたいのは、今説明のあった「I (アイ) r o o m」としての全体構想、3ページのところなんですけど、ここに、いわゆる何を聞こうかという、子どもたちというのは、普通の教室で勉強する、また、今新しく「I (アイ) r o o m」とできました。ここにあるふたかみ教室も載ってんねんね。この辺の関係というのが、いわゆる、具体的にはふたかみ教室と「I (アイ) r o o m」の関係というていいんか、子どもが選択できるものなのかですね。今まではふたかみ教室で対応していたわけですよ。それが新たに「I (アイ) r o o m」できましたと。じゃあ、その関係はどうなるんですかというところら辺を教えていただける程度というてええんか、我々分かる程度でお願いします。

奥本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。

先ほど、その資料2ページでも説明させてもらったとおり、まず、学校に行けないけど、外には出ることができるという方については、まずは、ふたかみ教室という選択肢、あともう一つ、今、「I (アイ) r o o m」については、学校に来ることはできるんですけども、自分の教室に入れない、そういう方、子どもたちのために、「I (アイ) r o o m」というのを設置させていただいております。また、このふたかみ教室に行って、ちょっと慣れてきたら、今度、「I (アイ) r o o m」に行ってみようかなとか、そういうやっぱり横断的な仕組みも当然考えておりますので、全部のこの、さっき言わせてもうた、ふたかみ教室と「I (アイ) r o o m」と、あとバーチャルルーム、これら3つで、段階的に横断的にもできるような仕組みも考えていきたいと思っております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 個人のことであるので、あまり詳しく中身に入っていないんですけど、全体としての話でいいんだけど、今のは分かりました。じゃあ、白鳳中学校も新庄中学校も会計年度任用職員の担任の方がおられて、本格的にやられていると。中学校に関しては、ふたかみ教室もありますよ。ところが小学校は、ふたかみ教室という選択はないんですよ。ここをどのように考えたらいいのかですね。ぜひとも小学生もそういう形があるんだから、選択すると言ってへんかったらどう言うんでしょう、対応すべきやと。ここまで立派にやってんねんから、なぜそこ行けないのかというのをどうお考えなんでしょう。

奥本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。

現在、ふたかみ教室の管轄については、こども・若者サポートセンターの所管になっております。ただ、あまり、よその課のところなので、言いにくいんですけども、こちらの希望としては、やはりふたかみ教室も小学校の児童・生徒を受け入れてほしいなという要望はございます。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 教育委員会としては、受け入れてほしいと。言葉を言い返せば、こども・若者サポートセンターは、あまり受けてほしくないという、そういうふうかなというふうに勝手に想像してしまうんですけど、ここらは、市長、副市長のところで受け入れてほしいという言葉があんねやったら、何か検討してもらおうというの、副市長、今、聞いていたらそう聞こえますやん。教育委員会としては、受け入れてほしいと思っていますねんと。でも、受け入れていないという現状があるならば、そこはちょっと。

奥本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。

うちの市においては、あくまでふたかみ教室がこども・若者サポートセンターになっていまして、他市を見ていると、教育委員会が教育相談室なりを設置して、適応指導教室を運営しているところもありますので、ちょっとその辺の所管も含めて、研究していきたいなと思っているんですけども、ちょっと私のほうから言えることは、これぐらいなので、よろしくをお願いします。

奥本委員長 井上部長。

井上教育部長 失礼いたします。教育部の井上でございます。

そちらのほうにつきましては、今、ふたかみ教室のほうもひっくるめて、こども・若者サポートセンター及び教育委員会が一体的に連携して、何ができるかという精査も含めて、考えております。まず、そちらになりますと、いろいろなところの工夫が必要となると思います。また、今現在、當麻町のほうの集約というところで、ふたかみ教室自体もエリア的になどのような形で、教室自体も考え、エリアといいますか、どこに設定するかというの、総合的に考えております。ですので、人と場所と、そして連携と、というところで、しっかりと検討を重ねてまいりたいと思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 検討するということ、我々としては、ちょっと不思議なところがある。これは、葛城市、これ高度な話をしていると思うんですよ。3つ選べるやんかというところら辺の話から始まってんねんけど、「I (アイ) r o o m」というのはほかの町にないわけですね。ほんなら、ほかの町ではあるのは適応指導教室やんね。適応指導教室にやっぱり中学生も小学生も通っているというところが多いというふうに聞いています。ふたかみ教室やね、葛城市でいう。でも葛城市は、「I (アイ) r o o m」というのは、教育委員会が立ち上げられて、本当に期待をしているところ。それも含めて、ちょっと今、両方、この間までやってはったんやし、ここはよくご検討ください。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 まず、この資料というのは、誰に渡すもんなん。これ、利用される親御さん、保護者の方にも配られる。配られない。僕らが見るために作ったというのがちょっと気になって、お聞きしたいのと、あと先ほど、利用されている子どもたちの人数をお聞きしたんですけど、先ほど課長がおっしゃったみたいに、学校に行けるけど、教室に行けないとかそういうのはなしにして、この三十何人の子どもたちは、どういった、例えばですけど、今まで完全に不登校やった人が来ているのかとかというのは、認識されているんですかね。そういうふうな利用をしていただきたいというのは分かるんですけども、でも中には、今まで学校にも教室にも行きたくなかったけど、これがあんねやったら行こうと思った人も増えてもいいわけじゃないですか。そのためにやってんでしょ、そもそもが。となったときに、この三十何名の子どもたちというのは、どういった子どもたちなんかというのをちょっとお聞かせ願います。

奥本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

まず、この資料については、もちろん保護者にも、保護者にはもう少しちょっと1枚ものだったので、簡単な資料ということで、この協議会で渡した資料を配っているんですけども、これは、ほかに向けての資料ということで作成しております。また、必要やったら言ってもらえれば、全然お渡しできますので。

あと、不登校児童・生徒の把握ということですけども、基本的にはいわゆる不登校児童・生徒、年間30日以上欠席があった児童ということで、その方々をまず対象としております。ただ30日というのが、ちょっとやっぱりほとんど学校に来ていて、30日と言うんやったら、あんまりどちらかと言うと不登校でもないのかなという感じも、去年はコロナ等もありましたので。やっぱり学校に行けてない子どもたちに向けて、各学校で保護者なりにお声がけして、こういうのができました、来てもらえませんかというので案内して、今、利用してもらって、運用してもらっているという形でございます。

以上です。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 おはようございます。

私のほうからちょっと補足で、この資料なんですけれども、この資料は藤井本委員がおっしゃっていただいたように、本市で初めて立ち上げた事業ですので、何より教職員の理解と理解を求めないといけないということで、教育委員会が、この「I (アイ) r o o m」をつくるに当たってのコンセプトを丁寧に説明するために作らせていただいた資料です。この資料を基に学校長はもとより、教育相談のコーディネーターや生徒指導主任等を集めまして、この「I (アイ) r o o m」のコンセプトを丁寧に説明させていただいて、4月から運用させていただいていると。保護者については、資料がこれは多くございますので、1枚もののリーフレットを別に作らせていただいて、保護者には、それを全員に配布させていただいて説明させていただいたと。詳しくは学校のほうから、この資料に基づいて保護者にも説明しているというふうには認識しています。そういった資料の使い方をこれはさせていただいて

あと、実際運用している中で、子どもたちの様子であったりとか、どのような子どもたちが今、通っているのかについては、この4人の常駐しているサポートティーチャーには毎日日誌のような形で、子どもたちの様子と、何名、入室してどのような活動をしたのかというのをスプレッドシートに入力していただいて、それを4校の管理職、そして私たちが共有できるようにさせていただいています。だから、どのような子どもたちが来て、どれぐらいの時間、その教室を利用したというのも、日々、私も確認できるような状況で今運用させていただいていると。その中で、運用の状況を見させていただくと、やはり昨年度、もうほとんど来れなかった子が初めて「I (アイ) r o o m」に来れましたというような書き込みがありましたとか、今日は「I (アイ) r o o m」で何日か過ごした子が、教室に初めて行きましたというようなことも書いてあるようなことも見させていただいております。そういった意味では、この「I (アイ) r o o m」がその子どもたちの居場所になりつつあるということ、私も本当にうれしく感じているところです。ただ、4月、5月、6月と、利用する子どもたちが増えていくというのがいい傾向なのか、逆に増えていくのが、私は減っていったって、教室に戻ってほしいというような思いは強くあるんですけど、今、4月、5月、この2か月、ちょっと見ている感じでは、非常にうまく運用はできているなというふうには感じているところです。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 この資料に関しては、僕、この取組って、多分、視察とかって、よう来はるのと違うかなというレベルでいいと思っているんです。そのときに、この資料を使わはると思うんですよね、多分。すばらしく読みにくいなと思っていて、イラストかぶりまくりやしね。ちょっとここは変えていただきたいなと。作った人に申し訳ないですけど、女の子の顔の上に思いっきり文字載っているからね。そこはちょっと工夫していただきたいと思うのが1つと、4ページの6番の②の一番最後、こ若スーパーバイザーって、これ、こども・若者サポートセンターのことですよ。何でここだけ略すんみたい。そんな有名な名称やっつけと思っちゃうんです。ここまで丁寧に、今、教育長おっしゃったみたいに、丁寧に説明するということやったら、ここも省略しやんでええのになと、細かいことは直していただいたらええと思うんです。配る用に、そういうときに使うんでしたらね。それはちょっとお願いしておきます。

教育長おっしゃったみたいに、これ僕、不登校の人が1人でも来たら、もう大成功やと思うんですよ、僕。その中で、いっぱい利用人数が増えてきたら、集団が苦手で行けてない子らとかって、また、こうってなっちゃうから、多けりゃ多いほど、何かちょっとやりにくいことあんのになと、やりにくくなりそうやなと思うんですけども、そんなも踏まえて、しっかりとした、今、不登校の子たちが学校に来て、そのまま普通教室に戻れるというような体制づくりというのが大事なんかなと思うんですけど、まだ始まったばかりなんでね。ただ、どういった子どもたちに響いてというのは、多分視察のときとかでも聞かれると思うので、しっかりとデータ取りはしていただきたいなと思います。

取りあえず、僕からは以上です。

奥本委員長 では、資料のブラッシュアップを今後ともよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。この「I (アイ) r o o m」を設立されるに当たって、多分、長い時間かけて議論されたと思うんですけども、運用始まってまだ3か月ほどなので、はっきりとちょっと見えてきてない部分もあるのかなと思うんですけど、サポートティーチャーの方が、毎日スプレッドシートに運用状況を記入されているということなんですけれども、ちょっと4月からこの2か月間で、子どもたちに、どういうちょっとした変化があったのかとか、感想とかがあればちょっと聞かせていただきたいのと、あと、先ほど藤井本委員から「I (アイ) r o o m」とふたかみ教室の横断的な、どういう取組ができるのかというのがあったんですけど、私は「I (アイ) r o o m」と普通学級の、例えば、普通学級にいる子どもたちが、「I (アイ) r o o m」にいた子が戻ってきたときに、どういうふうに受け入れるかというか、「I (アイ) r o o m」への理解というものを普通学級の子どもたちにどういうふうに説明されているのかなということがちょっと知りたいと思ひまして、この2点をお願いします。

奥本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

子どもたちの様子ということについてですけども、今日ちょっと何例か、学校での様子を先生方が入力したものを持ってきていますので、4つ、5つほど紹介させていただきます。ちょっと学校名のほうは割愛させていただきます。

まず、12時40分頃入室、クラスメイトが給食を届けてくれる。5時間目は、「I (アイ) r o o m」で漢字練習や語学練習で過ごす。6時間目途中より、クラスメイトが修学旅行の打合せに迎えに来てくれ、自教室に上がる。何と昨年6月以来とのこと。大きな一歩である。帰りの会終了後、部活仲間が「I (アイ) r o o m」を訪ねてくれ、修学旅行の話で盛り上がり、一緒に部活に向かう。午後4時5分頃退出。

次、また別、2つ目です。1名は、朝から1時間目まで国語のプリントをする。もう1名は、今日初めて「I (アイ) r o o m」に朝から保護者と登校し、担任と交えて計画を決める。遠足には行けたので、そのときのことを題材に、新聞づくりを絵に描きながら午前中は取り組む。給食を1年ぶりに「I (アイ) r o o m」で食べ、昼休みも遊びに来てくれた友達と過ごし、午後は早退する。もう1名は、午前中、卒業写真の撮影があったので、それに行くことができ、担任とも話をする。午後はイラストを描いたり、リモートで算数の授業を見ることができた。

3つ目です。午前10時30分頃、登校、入室。中間テストに向けた数学の課題に黙々と取り組む。給食も「I (アイ) r o o m」で。午後も、午前の続きの課題に向き合い、表情も穏やか。修学旅行に無事参加できた自信もあるなど、にこやかに挨拶をして午後3時50分頃退出。

4つ目です。3名、朝から登校後、1名は朝の会は教室、その後は「I (アイ) r o o m」に来て、折り紙などでリラックスし、2時間目は音楽の授業に参加。3時間目後半から入室し、給食も食べて、5時間目は参観授業に参加。もう1名は、母親と離れづらかったが、午前中、保健室や「I (アイ) r o o m」で課題や折り紙をして、給食からは教室に戻って、参観授業に参加。もう1名は、5時間目外は「I (アイ) r o o m」で課題やタブレットドリル、折り紙をして、参観授業には参加。どの子も、今日は保護者が参観に来られるので、5時間目は頑張ろうという気持ちで、同じ目標であったようだ。

もう、最後です。2時間目、1名登校し、入室。初の入室。「I (アイ) r o o m」のコンセプトを話す。学年の先生が配布プリントや教科の課題について説明し、その後、課題等に取り組む。3時限目終了後に早退。見送るときに廊下で、「I (アイ) r o o m」はきれいで落ち着くところだよ良かったと話してくれているということになっています。

このように、子どもたちの変化もやっぱりいろいろ、ここの教室で学ぶことによって、「I (アイ) r o o m」から、例えば授業参観のときには普通教室に行けたりとか、そういうふうな取組も、各学校で行っていただいているところです。子どもたちの「I (アイ) r o o m」の理解ということについても、先ほど、ここの例で説明させてもらったとおり、友達が「I (アイ) r o o m」に呼びに来てくれたりということなので、子どもたちもやっぱり同じ友達同士ですので、そういうことはあんまり隔たりなく接してくれているのかなということも認識しております。

以上です。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。いろいろ事例を挙げていただいて、私もいろんな接点、普通教室のお友達と「I (アイ) r o o m」に行っている方が接点を持って、いろいろサポートしているという事例を挙げていただいて、すごくいい感じで、ちょっと距離がある教室ではなくって、いろいろ接点を持ちながら行ったり来たりできるような雰囲気づくりも、多分先生たちが主導になってというよりは、生徒たち自らが、お友達関係からの関係性で、そういう雰囲気づくりを自然とやっていらっしゃるのかなということが読み取れて、すごくいいなというふうに思いました。また、「I (アイ) r o o m」が居場所になってきているんだなということも、事例のほうから感じ取れましたので、まだ始まって、まだ2か月余りなので、ますますそういう子どもたちのための居場所にもなり、だんだんと普通教室に戻っていけるような雰囲気づくりをしていただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 どうも、「I (アイ) r o o m」の設置ということで、大変先進的な取組を葛城市で、本当に早く、こんなに早く実現すると私は思っておりませんでしたので、感謝申し上げます。この資料につきましても、まず、学校の先生方にきちっと考え方を分かっていたかどうかということで、本当にしっかりした説明内容になっておると思います。コンセプトが本当にしっかりした考えの下に、この「I (アイ) r o o m」が設置されたなと思って、本当に感激して

いるところであります。とりわけやっぱり学校は先生方によって成り立っていますので、その教室の先生も、ベテランの先生を配置するなど、配慮が行き届いているなというふうに思いましたし、何より、学校の先生方、クラスで不登校の生徒が出ますと、ここに書いてありますように、本当に空き時間や業務の間を縫って、家庭訪問したりとか、連絡してなかなか十分なことができないという思いの中で、クラスに常に1人欠席している子がいることを本当に心を痛めている先生方が多いんですね。そういう先生方にとってもこの「I（アイ）r o o m」があるということは、非常に先生方の負担を軽くするし、葛城市全体の教育力アップする上でも、大変この「I（アイ）r o o m」の設置ということは、すばらしいことだなというふうに思いました。

1つだけ、ちょっと教育長にお伺いしたいんですけれども、3ページの4の「I（アイ）r o o m」の全体構想というところで、ここは非常にチャレンジフルなことで、そこで、ここに踏み切られたということで、本当に勇気あることだなと思うんですが、この4の「I（アイ）r o o m」全体構想の③適応するのは子どもではなく、学校であるという考え方がすね。これまでは、どうしても学校に行きなさい、学校に合わせなさいで、合わない子はなかなか難しく、来なさい来なさいだったんですが、ここで大きな一歩を歩み出したということですが、ここが将来的に、ちょっと、生徒数が、「I（アイ）r o o m」に来る子が増えるとか、どことも増えてくるかも分からない。いろんな問題がちょっとはらむところなので、この考え方、どこまで適応するのは子どもではなく学校であると。学校がどこまで変わっていきけるかというところら辺の思い、これちょっとお聞きできたらなと思います。ちょっと申し訳ありませんけど、急にこういう話になりまして、あれですが。お考えなさっていることがありましたら、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

奥本委員長 樫本教育長。

樫本教育長 ありがとうございます。思い切ったというよりも、まず、私自身、私もずっと中学校の教員をしていましたので、今、副委員長おっしゃっていただくように、不登校の子どもたちが学級におる時には、本当に心を痛めながら、何とか支援はできへんのかと思いながら、ただ、やっぱり自分の授業や部活動の中で時間的なことがあって、なかなかできなかったのを思い返す中で、私自身も教員の中で、不登校の子どもたちに、学校に来させて、やっぱり勉強を教えて、数学を教えてというふうにもずっと思っていたんですけど、今、国が目指す方向性も、子どもたちの居場所、そして社会的自立というような中で、どのように子どもを育てるか考えたときに、やっぱりまずは教員の意識を変えないといけないのかなというところが、この言葉の発想の中にあるところなんです。やはり教員はどうしても、私も生徒指導とか担当していましたので、型にはめて、子どもたちを導いていこうというところが、やっぱりどうしても中学校の中でも多くありますので、そういったところではなくて、今、子どもたちは何を感じ、何を将来に向けて育みたいのかという、子どもの適応をしっかり見ていこうというようなところで、今回教員、また、管理職のほうにも、私のほうから直接、この指示をさせていただいたところです。ただ将来的なところもあるんですけども、今は何よりも、その子どもたちの、今いてる子どもたちの社会的自立、特にこのコロナ禍を明けた中で、今

一番にやはりやりたいところでしたので、まずは早急にさせていただいたところでは。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。学校に適応させるということではなくて、長い意味での社会的自立を目指して、子どもたちにそういう環境を与えていくということ。保護者にも是非そういう考え方で、お子さんを見ていただければ、不登校で悩んでいるお母さん方も何とか学校学校と思われておられるので、ぜひ教育講演会などで、この「I (アイ) r o o m」、不登校というよりは、要は社会的自立を育てていく中で、子どもたちの力で社会に適応できていく人間を育てていくということがメインに、今、国のほうも変わってきていると思いますので、ぜひそういうことを教員の先生方もそうですし、できたら保護者の方々に教育講演会等で、ぜひ、そういう考え方広めていただいたら、子どもたちは本当に救われると思いますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、この件については以上といたします。

続きまして、(2) ゴみの減量化とゼロカーボンに関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

ごみの減量化につきましては、この後、クリーンセンター所長から、現在の状況説明をさせていただきますが、その前に、私のほうから2点ご報告を申し上げます。

まず、さきの3月議会で補正をお願い、お認めいただきました環境省の令和4年度第2次補正、1,000万円を上限とする4分の3補助を活用した2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における二酸化炭素削減目標、地域への再エネ導入の道筋を明確にする計画づくり支援事業の現在の状況でございます。本年2月28日から3月27日の公募期間に応募いたしまして、おかげさまで、4月26日に採択通知をいただきました。そして、直ちに補助金交付申請を行い、先週6月16日付で交付決定をいただきました。採択通知と並行して、今月8日から、補助金交付決定を契約締結の条件といたしまして、本事業委託契約に係る一般競争入札の公告を行っております。来月7月7日、開札、その後、落札候補者の資格審査を行い、令和6年1月31日を履行期限として、契約締結予定で進めさせていただきます。

なお、令和5年度の同予算につきましては、16日付で交付決定をいただきましたので、次の9月議会で減額補正をさせていただく予定でございます。

2つ目の報告でございます。本委員会でも大変ご心配をいただきました葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に関する公金支出等差止請求控訴事件について、先月5月26日に大阪高等裁判所より、控訴棄却の判決言渡しがご

ございましたので、ご報告申し上げます。これは、令和2年11月20日付で締結いたしましたクリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務契約について、まず、令和3年1月に住民監査請求がなされました。監査の結果は、市は、法令並びに本市条例の趣旨を勘案し、合理的な判断により決定したもので、市には裁量権を逸脱または濫用した違法はないと判断し、棄却するというものでした。しかし、住民監査請求人らは、この結果を不服とし、同年、令和3年4月、奈良地方裁判所に住民訴訟を提起されました。この判決言渡しが令和4年12月にございまして、原告らの請求を棄却するというものでした。さらに、原告はこれを不服として、同月、控訴されていたものでございます。冒頭で、主文の一部、控訴棄却をご報告申し上げましたように、葛城市が違法であるとは言えず、したがって、本件契約が無効であるとは言えない。控訴人らの請求は理由がないから、棄却すべきところ、これと同視、趣旨が同じである原判決、奈良地裁の判決は相当である。よって、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決するというものでございます。

なお、先週15日付で大阪高等裁判所より、この高裁判決に対して、原告からさらなる上告受理の申立てがあった旨の通知が届いておりますことを申し添えまして、以上、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

このあと、ごみの減量化の現状報告をクリーンセンター所長からさせていただきます。

奥本委員長 クリーンセンター、石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。どうぞよろしく申し上げます。

ごみ量の動向につきまして、事前にお渡しさせていただいております資料に基づきまして、ご説明いたします。

まず、資料1ページをご参照ください。令和元年度から令和4年度までの燃えるごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、葛城市の人口1人当たりの燃えるごみの量の数値を示しております。また、表の右端に令和3年度から令和4年度の増減数値を示しております。

続きまして、2ページをご参照ください。先ほどの表を総括としてまとめております。燃えるごみは、令和元年をピークとし、一旦は減少しました。その後は微増の傾向ですが、人口割合からすると、微減しております。また、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみにつきましては、減少傾向にあります。

なお、資源ごみの減少については、歳入の減少に直結するため、クリーンセンターとしては望ましくありませんが、市民のごみ処分方法の多様化、例えば、リサイクルショップでの売却、地域の子ども会等の集団回収、民間業者での処分等が起因していると考えております。

次に、3ページをご参照ください。この表は、令和3年度から令和4年度の資源ごみ減少についてまとめております。この表に示すとおり、古紙類の減少が、資源ごみの減少の主な要因となっております。また、古紙類の減少理由として、漫画コミックなどはリサイクル、新聞、段ボール等は、福祉団体や民間の回収が増加しております。また、新聞の購読、購買自体が減っているものと思われれます。

続きまして、4ページからは参考資料としまして、毎年3月に発行しておりますごみカレ

ンダーの燃えるごみ、不燃ごみ、粗大ごみの紹介ページ、5ページには、平成29年度から令和4年度までのそれぞれのごみの量をグラフにしております。

最後に、6ページに、クリーンセンターでのごみ焼却量をまとめたものを添付しております。

以上です。

奥本委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何かご質問、確認等ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、この件については以上といたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

調査案件(3)新型コロナウイルス感染症対策に関する事項につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況と感染症対策としましての新型コロナウイルスワクチン春開始接種の進捗についてご報告をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況でございます。5月8日より、定点把握で週に1回、奈良県感染症情報センターより公開されております情報によりますと、6月16日の発表の令和5年、第23週、23週といたしますのは6月5日から6月11日でございますが、定点当たり患者報告数は4.64でございました。1週間前の第22週、5月29日から6月4日につきましては、患者報告数4.51でございまして、新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数は、大きな変化はありませんとの最新の情報でございます。ただし、2週間前の第21週、5月22日から5月28日の定点当たりの患者報告数につきましては、3.29よりは増加しておるということで、6月15日の奈良県医師会長の定例記者会見では、一定の期間で見ると、新規感染者数は県内でも増加傾向にあり、第9波に入ったとの報道とともに、高齢者や基礎疾患のある人は、手の消毒やマスクの着用、室内の換気など、基本的な対策を取るべきとの報道もされているところでございます。このことから、高齢者、基礎疾患のある方の対応を行っている部署では、引き続きマスク着用、就業前の体温測定を行っているところでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの春開始接種、この春開始接種といたしますのは、65歳以上の高齢者と基礎疾患、医療従事者を対象としております、この春開始接種の進捗状況についてでございます。新型コロナウイルス感染症が2類から5類へと変更されたことに伴いまして、5月8日より個別接種、また集団接種につきましても、5月20日より実施してまいりました。接種体制につきましては、市内の医療機関で接種いただく個別接種が8医療機関で毎月1,100人を接種できる体制でございます。また、集団接種では、5月の下旬から始めておりますが、5月の分が約700人、6月、約2,600人。7月につきましては、予約状況に応じて、予約枠を用意しているという状況でございます。接種の予約状況でございます。先週末6月16日現在、5,806名の方から予約をいただいております。今現在コール

センターのほうはもう電話のほうも少なくなっているという状況でございます。

以上でございます。

奥本委員長 ただいま報告いただきましたが、この件につきまして、質問、確認等ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたしますが、いかがですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので……。

(発言する者あり)

奥本委員長 以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時54分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史